

新公審査答申（情）第7号  
令和4年10月27日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年7月29日付け、新東総第41号の8で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月11日付け新東建第465号の3により行った一部公開決定について、以下のように判断する。

- 1 本件摘示4から6（後述）については、文書不存在により非公開とした決定を取り消し、現に保有する道路占用許可に関する文書を本件請求の対象文書と特定し直し、再度公開非公開の決定を行うべきである。
- 2 本件摘示7から8（後述）については、文書不存在とした実施機関の判断は妥当である。
- 3 本件摘示1から3（後述）については、当審査会は令和4年1月31日付けで、既に答申済みであり、本答申で判断は行わない。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 公文書の公開請求

平成30年11月27日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、別表の「請求情報」欄（以下「請求情報」という。）の(1)から(8)までの「請求の内容」欄に記載の情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

##### 2 公開決定等の期間延長

平成30年12月12日、実施機関は、本件請求のうち一部の文書の特定、存否の確認に時間を要することを理由に、平成31年1月11日まで公開決定等の期間延長を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 実施機関の決定

平成31年1月11日、実施機関は、本件請求のうち、別表の「決定」欄に「一

部公開」と記載の請求の内容については公開とし、「非公開」と記載の請求の内容については、「理由」欄のとおり非公開とし、あわせて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求

平成31年4月14日、審査請求人は、本件決定のうち、請求情報(1)から(8)に対する決定を不服（別表の「審査請求」欄に本件摘示1から8まで記載のあるもの）として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、上記以外の請求の内容について、審査請求は行っていない。

#### 5 諮問

令和元年7月29日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明に対する反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

#### 1 共通（別表 請求情報(1)～(6)）

(1) 情報公開請求した文書が不存在であり、その理由が文書保存年経過により廃棄であるから、文書目録の公開を求める。

その他文書を廃棄した事実を明らかにする資料の公開を求める。

(2) 実施機関は、調停事件（平成〇〇年（〇）第〇〇号電話柱撤去請求調停事件）の際、「電話柱撤去請求調停事件に係る報告書」を提出。そこには、道路法（以下「同法」という。）について、1(1)「工事調整のための計画書を求めた上で、事業の公益性に鑑み、政令で定める基準に適合する限り許可をしなければならないとされている」と記載があり、1(2)で同法施行令の許可基準を示し、3実施機関の見解として「本件電話柱は市道上の建柱可能範囲の最も路端寄りに建てられていることから、許可基準を満たすものである」、「実施機関としては許可せざるを得ないものである」と、同法施行令で定める許可基準を満たすから、実施機関としては許可せざるを得ない、という見解を示した。

調停事件に関し、個人情報開示請求したが、「電話柱撤去請求調停事件への対応について」の実施機関の対応方針として「同法令に違反していないことを理解納得してもらおう。本件電話柱は同法及び同法施行令に定める占用の基準を満たすものであるから、同法の定めるところにより、道路占用許可申請があった場合には、占有許可をしなければならないことを主張する」とある。

(3) 調停の際、審査請求人から私有地に設置されている東北電力の電柱に共架する

ことも考えられるのではないかと話した。「調停概要記録」によれば、調停委員から、申立人の主張は道路法施行令では「道路の敷地以外に当該場所に代わる適当な場所がなく」となっているが、基準を満たしていない、実施機関が許可をしたこと自体がおかしいのではないかということ。市道の反対側にある東北電力柱は全て私有地側にあるが、N T T柱は私有地にない。適当な場所がないことを確認する書類があるのか、共架は検討できないのかということに、実施機関の応答は、電柱が設置されたのは数十年前と思われる。設置当初の書類は確認できないので、当時、何らかの書類が添付されていたかは不明。また、道路周辺の状況も当時とは変化していると思われる。共架は、実施機関では何とも言えないが、電柱上の施設が多いとみられるので、難しいのではないかとある。また、調停委員から、移設の協議は可能かということに、実施機関からは、本件の電柱はおそらく平成29年度に一括で占用の更新が行われることになる。東北電力の電柱への共架については、可能であっても最終的にはN T T、東北電力の双方の協議によるもので実施機関からは何も言えない、とある。

開示された、「電話柱撤去請求調停事件への対応について（依頼）」によれば、実施機関の主張として「本件電話柱は市道上の建柱可能範囲の最も路端よりに建てられており、道路占用の許可基準も満たすものであることを主張。（申立人の主張とは対立するため、不調となる見込み）」とあり、回答方法については、「任意の様式に整理をお願いします」、「対象物件ごとに設置、移設に係る御社の見解をお示しください」、「それぞれの電柱の移設可能・不可能（可能だがいまずぐ実現は無理という場合はその旨記載してください。）」、「現在の設置位置に関する御社の認識、私有地交渉の有無や結果」、「以下の交差点の電柱については、申立人から特にわかりやすく整理をお願いされていますので留意してください」、「栗山二支1 T字路交差点内にある。交差点を避けることは出来ないか」。

N T T東日本の回線内容を実施機関でまとめて調停で示したものが「電話柱撤去請求調停事件に係る報告書」である。概略は、道路行政に関する法令のもと、昭和42年に実施機関の許可を得て設置したもの。地域の安心・安全・最適な通信サービスを提供するための設備。ルート選択の考え方で「ケーブル距離が最短であること」を挙げている。

本件9本の電話柱の設置位置に係る考え、「本件に係る9本の電話柱については、それぞれ宅地側に道路側溝が敷設されており、電話柱を住宅側にこれ以上寄せることは、困難な状況にあります」、「また、ご指摘のいただいている設備はルート選定の考え方に沿って構築されたものであり、道路側溝を避け、最も宅地側の位置に適切な工法をもって、設計、設置されたものです」。

実施機関、N T T東日本ともに、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合」をどのように考えているのか判然としない。

(4) 平成30年3月28日付け情報公開請求に対する一部公開決定通知書によれば「電柱の占用許可については、道路占用に関連する文書保存年が10年であり、議事録の存在が確認できませんでしたので、作成していないとしました」と記載されている。

(5) 本件請求の本件決定通知によれば「(非公開) 不存在 理由：文書保存年経過により廃棄」と記載されている。

本件審査請求への弁明書には、「本件請求は、当初建柱された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈しておりますが、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限(10年)を過ぎて廃棄済みであることから不存在としました」と記載されている。

(6) 前述の「調停概要記録」によれば、「本件の電柱はおそらく平成29年度に一括で占用の更新が行われていることになる」と記載されている。

令和元年5月13日付け情報公開請求で「道路占用許可申請書」と同申請書に添付されている「道路占用許可書(案)」の公開を受けた。

(7) 以上によれば、NTT東日本は平成30年に更新の道路占用許可決定を受けていることは明らかである。

従って、前述にあるように「議事録の存在が確認できませんでしたので、作成していないとしました」、「(非公開) 不存在 理由：文書保存年経過により廃棄」、「本請求は、当初建柱された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈しておりますが、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限(10年)を過ぎて廃棄済みであることから不存在としました」と記載されているが、更新の道路占用許可決定は存在するはずである。

本件請求に対する弁明書の「本請求は、当初建柱された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈しております」という記載がどのような意味か判然としないが、審査請求人からそのように限定はしていないし、実施機関からそのような確認を求められたこともない。

実施機関は、調停で提出した「電話柱撤去請求調停事件に係る報告書」の中で、「工事調整のための計画書の提出を求めた上で、事業の公益性を鑑み、政令で定める基準に適合する限り許可をしなければならないとされている」、「許可の基準(同法施行令第11条)」と個々の基準が記載され、実施機関の見解として「本件電話柱は市道上の建柱可能範囲の最も路端寄りに建てられていることから、上記許可基準を満たすものである」、「実施機関としては許可せざるを得ないものである」と主張し、結果調停は不調となった。

従って、実施機関の主張を裏付ける資料が存在するはずである。

## 2 共通(請求情報(1)~(4)、(6))

平成30年に更新の道路占用許可を受けていて、現在の占用は更新の道路占用許

可によるものだと思われる。更新時の道路占用許可申請書及び添付書類の公開を求める。簡素化等により、更新の申請時には提出が省略されているものについては省略できる根拠となる資料と更新の申請では提出を省略された資料の公開を求める。また、更新時の申請書に記入すべき事項が空欄になっている場合、記入を省略できる根拠となる資料の公開を求める。

3 請求情報(1)に対する決定（以下「本件摘示1」という。）について

(1) 情報公開請求書記載の請求の内容(1)の電柱は同法施行令第11条の許可基準に適合しているか。

電柱の占用の場所に関する基準の同法施行令第11条第1項第2号によれば電柱を地上に設ける場合においては、同号のイ、ロのいずれにも適合する場所であること。

ア 第2号 イ(2)の「歩道内の車道に近接する部分」にあること。

イ 第2号 ロの「同一の線路に係る電柱を道路に設ける場合においては、道路の同じ側であること」。

この電柱は、歩道の私有地側に設けられている。並びに電柱は、歩道の車道側に近接する位置に設けられている。

(2) 実施機関は調停で、工事調整のための計画書の提出を求めた上で、同法施行令第11条の許可基準を満たしているから、実施機関として許可せざるを得ないものである、という主張をしている。よって、道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であることの情報公開を求める。

4 請求情報(2)に対する決定（以下「本件摘示2」という。）について

(1) 街灯については情報公開に係る審査請求を取り下げる。

(2) 同法施行令第11条の基準に適合しているか。

同法施行令第11条第1項第2号、同号イ(2)によれば、電柱を地上に設ける場合の基準は「歩道内の車道に近接する部分」である。

同法第32条第1項第7号、同法施行令第7条第1項の標識である消火栓標識柱を地上に設ける場合の基準は、「路端に近接する部分」である。

電柱、消火栓標識柱は、歩道のほぼ中央部に設置されている。

(3) 情報公開請求書記載の請求の内容(1)の電柱は「石山団幹19・中野山線9東3」という設備名、設備番号等が表示されていて、電柱が特定できる。しかし、この電柱にはそのような番号等は表示されていない。

(4) 実施機関は調停で、工事調整のための計画書の提出を求めた上で、同法施行令第11条の許可基準を満たしているから、実施機関としては許可せざるを得ないものである、という主張をしている。よって、道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であることの情報公開を求める。

5 請求情報(3)に対する決定（以下「本件摘示3」という。）について

(1) 電柱は、建築基準で道路の交差部に見通しの確保や人の通行上の安全を目的として設けられた隅切りよりも外側に設置されていて、安全かつ円滑な交通を阻害しているのではないかとと思われる。

(2) 実施機関は調停で、工事調整のための計画書の提出を求めた上で、同法施行令第11条の許可基準を満たしているから、実施機関として許可せざるを得ないものである、という主張をしている。よって、道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であることの情報公開を求める。

6 請求情報(4)に対する決定（以下「本件摘示4」という。）について

(1) 東北電力の電柱が私有地に設置されており、この電柱に共架が可能であり、「敷地外に余地がないためやむを得ない場合」には該当しないと思われる。道路の幅、電話柱の設置位置、交通量、車の大型化などから交通の安全性を阻害していると思われる。

(2) 実施機関は調停で、工事調整のための計画書の提出を求めた上で、施行令の許可基準を満たしているから、実施機関としては許可せざるを得ないものである、という主張をしている。よって、道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であることの情報公開を求める。

7 請求情報(5)に対する決定（以下「本件摘示5」という。）について

(1) 電線についても、同法第32条第1項、同法施行令第11条の2により占用許可の申請が必要であると思われる。しかし、後段には「区域内の自身の電柱に懸架している電線・電話線の平均本数により電柱と一体で占用許可している」と記載されている。一体で占用許可するとは具体的にどのように処理するのかその資料の公開を求める。

(2) 栗山一幹2と栗山二支8の電柱は私有地に設置されているが、このような場合、どのように処理するのかその資料の公開を求める。

(3) 前段は「廃棄済みであることから、不存在としました。」、後段は「電線・電話線としての申請はありません。」と、その記載内容に齟齬がある。

(4) 本件請求に対する弁明書の「本請求は、当初電話線が懸架された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈しています」とあるが、審査請求人からはそのような限定をしていないし、実施機関から確認を受けたこともない。

現在の占用が更新の道路占用許可によるものであるなら、電柱と一体として許可した際の申請書及び添付書類、関係書類の公開を求める。

(5) 実施機関は調停で、工事調整のための計画書の提出を求めた上で、施行令の許可基準を満たしているから、実施機関としては許可せざるを得ないものである、という主張をしている。よって、道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であることの情報公開を求める。

- 8 請求情報(6)に対する決定(以下「本件摘示6」という。)について
- (1) 電柱新石山線11西6南1・中島二支7から電柱11西6南7・中島二支1までの間にある電柱及び電線についても資料の公開を求める。
  - (2) 実施機関は調停で、工事調整のための計画書の提出を求めた上で、同法施行令の許可基準を満たしているから、実施機関としては許可せざるを得ないものである、と主張をしている。よって、道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であることの情報公開を求める。
- 9 請求情報(7)、(8)に対する決定(以下「本件摘示7、8」という。)について
- (1) 道路占用許可決定がなければ不法占用であるが、道路法上ごみ集積場は道路の占用が認められていない。しかし、ごみ集積場の貼付された「違反ごみ排出禁止」には「管理者 新潟市廃棄物対策課」と表示されており、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」が定められている。実施機関はごみ集積場が市道上に設置されていることを認識しており、設置するについて何らかの資料が作成されている。よって、ごみ集積場設置についての関係資料を求める。
  - (2) 処分担当課は東区建設課以外にはないのか。廃棄物対策課などが大きく関わっているのではないのか。その他関係部署の関係資料の公開を求める。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件摘示1、3、4、6について  
当初建柱された際の占用許可にかかる文書を求めていると解釈しているが、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限(10年)を過ぎて廃棄済みであることから、不存在とした。
- 2 本件摘示2について  
電柱および消火栓標識について、本請求は、当初建柱された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈しているが、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限(10年)を過ぎて廃棄済みであることから不存在とした。  
街灯は道路の付属物であり、占用許可を要するものではないため不存在とした。
- 3 本件摘示5について  
当初電話線が懸架された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈しているが、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限(10年)を過ぎて廃棄済みであることから不存在とした。  
なお、電柱占有者が自身の電柱に架ける電線・電話線については、区域内の自身の電柱に懸架している電線・電話線の平均本数により電柱と一体で占用許可をしているため、電線・電話線としての申請はない。
- 4 本件摘示7、8について

当該箇所のごみ収集場については、占用許可申請等の文書がでていないものではなく、また、当課より占用許可以外の許可をしたものでもないことから、文書を保有しておらず不存在とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件摘示1から8については、実施機関が文書不存在を理由に非公開とした情報について、本件決定の取消しを求めてなされたものであるが、審査請求人より弁明に対する反論書において、本件摘示2にある街灯の柱については審査請求を取り下げたことから、当審査会はその街灯の柱を除く本件摘示(以下「本件非公開情報」という。)について、判断を行うものとする。

### 2 本件摘示1から3について

本件摘示1から3について、当審査会は、令和4年1月31日付け新公審査答申(情)第1号答申にて判断はすでに示しているため、本件請求に対する判断は行わない。

### 3 本件摘示4、6について

(1) 実施機関は、本件決定において、文書保存年限経過により廃棄したことを理由に不存在とし、弁明書においても、本件請求は当初建柱された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈し、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限(10年)を過ぎて廃棄済みであることから不存在と主張している。

一方、審査請求人は、本件請求は当初建柱された際の占用許可にかかる文書と解釈したとあるが、審査請求人からはそのような限定をしておらず、実施機関から確認を受けたこともないといった主張をしている。

(2) 上記(1)の実施機関の主張より、実施機関が本件摘示4・6に関する本件請求の対象文書を当初建柱された際と特定した理由について、当審査会は、実施機関に対し、確認したところ、審査請求人は建柱当時の占用許可に係る審査が適切であったのかを調査していることから、本件請求文書は当初建柱の際の占用関連文書を請求しているものと解したとの回答があった。

(3) そこで、当審査会は、実施機関に対し、現に保有している道路占用許可申請書及び道路許可書を提出させ見分したところ、直近に更新した道路占用許可に係る文書の保有が確認できた。

(4) そうすると、建柱当時と限定した実施機関と、そのような限定をしていないとする審査請求人との間に認識の相違があるように解されることから、改めて本件請求の内容を確認すると、建柱当時と限定した記載がないことから、本件請求文書を建柱当時の文書と特定した実施機関の判断は合理的とはいえない。

(5) したがって、実施機関は、本件決定を取り消し、改めて本件請求文書を特定し



直し、再度公開非公開の決定を行うべきである。

#### 4 本件摘示5について

- (1) 実施機関は、本件決定において、文書保存年経過により廃棄したことを理由に不存在とし、弁明書においても、本件請求は当初電話線が懸架された際の占用許可にかかる文書の公開を求めるものと解釈し、当該申請は10年以上前であり、文書の保存年限（10年）を過ぎて廃棄済みであることから不存在とし、電柱占有者が自身の電柱に架ける電線・電話線については、区域内の自身の電柱に懸架している電線・電話線の平均本数により電柱と一体で占用許可をしているため、電線・電話線としての申請はないと主張している。

一方、審査請求人は、本件請求は当初電話線が懸架された際の占用許可にかかる文書と解釈したとあるが、請求人からはそのような限定をしておらず、実施機関から確認を受けたこともないといった主張をしている。

- (2) 上記(1)の実施機関の主張より、実施機関が本件摘示5に関する本件請求文書を当初電話線が懸架された際と特定した理由について、当審査会は、実施機関に対し、確認したところ、審査請求人は、電話線が懸架された当時の占用許可に係る審査が適切であったかを調査していることから、本件請求文書は当初電話線が懸架された際の占用関連文書を請求しているものと解したとの回答があった。
- (3) そこで、当審査会は、実施機関に対し、現に保有している道路占用許可申請書及び道路許可書を提出させ見分したところ、直近に更新した道路占用許可に係る文書の保有が確認できた。
- (4) そうすると、建柱当時と限定した実施機関と、そのような限定をしていないとする審査請求人との間に認識の相違があるように解されることから、改めて本件請求の内容を確認すると、当初電話線に懸架した時と限定した記載がないことから、本件請求文書を当初電話線に懸架した時の文書と特定した実施機関の判断は合理的とはいえない。
- (5) したがって、実施機関は、本件決定を取り消し、改めて本件請求の対象文書を特定し直し、再度公開非公開の決定を行うべきである。

#### 5 本件摘示7、8について

- (1) 実施機関は、本件決定において、請求文書を保有していないことを理由に不存在とし、弁明書においても、当該箇所のごみ集積場については、占用許可申請等の文書がでていたものではなく、当課より占用許可以外の許可をしたものでもないことから、文書を保有しておらず不存在としたと主張している。

一方、審査請求人は、実施機関はごみ集積場が市道上に設置されていることを認識しており、設置するについて何らかの資料が作成しているものと思われる。実施機関以外にないのか、その他関係部署の関係資料の公開を求めるといった主張をしている。

(2) 上記(1)の実施機関及び本件請求人の主張より、本件摘示7、8に関する文書の有無について、関係部署に対し、当審査会が確認したところ、以下の説明があった。

ア ごみ集積場については、設置者が「家庭系廃棄物集積場設置届出書」を区へ提出する。

イ 区は届出を受付、内容を確認して「ゴミステーション新設。移動・廃止について(通知)」をごみ収集業者に通知し、ごみ収集を開始する。

ウ ごみ集積場の設置については、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則」に、ごみ集積場を設置しようとする場合は、設置者から市長に届出書を提出と規定されており、許可はしていない。

エ ごみ集積場に関しては、同法及び新潟市道路占用許可基準に定めのない物件であり、道路占用許可申請があっても許可はしていない。

(3) そこで、当審査会は、実施機関に対し、改めて道路占用許可に関する文書の保有について確認したところ、ごみ集積場の設置については、道路占用許可申請がでているものではなく、実施機関より占用許可以外の許可等をしたものではないとのことであった。

(4) そうすると、上記の説明から、本件請求の対象文書が他に存在することをうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、資料を保有していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえず、本件摘示7、8に関して文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 付言

情報公開請求に係る行政文書のうち、請求された実施機関が所管していない請求については、請求者に確認の上、所管する他の実施機関へ移送すべきであるところ、その対応がなされていなかった。

実施機関は、情報公開請求における対象文書の特定を十分に行い、情報公開制度の理解と信頼を損なわないよう適切な事務の執行に努められたい。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 元年 7月31日	実施機関の諮問書を受理
令和 4年 2月17日	審査会開催(第1回)

令和 4年 3月15日	審査会開催（第2回）
令和 4年 4月19日	審査会開催（第3回）
令和 4年 5月31日	審査会開催（第4回）
令和 4年 6月28日	審査会開催（第5回）
令和 4年 9月 9日	審査会開催（第6回）
令和 4年10月21日	審査会開催（第7回）

（第2部会）

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 里見佳香（令和4年3月31日まで）、 委員 藤瀬竜子（令和4年4月1日から）

別表

請求情報	請求の内容	決定	理由	審査請求	
(1)	新潟市東区中野山1丁目〇-〇〇〇〇〇〇〇前歩道上の電柱1本の道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であること	非公開	文書保存年経過により廃棄	本件 摘示1	
(2)	上記(1)記載の舗道の道路を挟んでむかえの歩道上にあり新潟市東区中野山2丁目〇-〇〇、〇〇の前あたりに設けられた、電柱・街灯の柱・消火栓標識柱の計3本の道路占用許可決定が適法であること			本件 摘示2 (街灯の柱は取下げ)	
(3)	新潟市東区新石山5丁目〇〇-〇の隅切りに隣接する電柱の道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であること			本件 摘示3	
(4)	越後石山駅近くの交差点石山駅入口と新潟市東区石山4丁目2-6のウオエイ石山店前の信号機のある交差点の間の市道上に設けられたNTT東日本の電話中8本の道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であること			本件 摘示4	
(5)	上記(4)記載の二つの交差点の間にある、電柱栗山一幹3(共架)～栗山一幹2～栗山二支1ないし7～栗山二支8に設けられている電話線の道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であること			本件 摘示5	
(6)	電柱新石山線11西6南1・中島二支7から電柱11西6南7・中島二支1までの間にある電柱及び電線の道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であること			本件 摘示6	
(7)	新潟市東区石山6丁目〇番〇〇号先の電話柱栗山一幹10の脇に放置されているごみ収集場の道路占用許可決定が適法であること、及び決定に至る手続が適法、適切であること			保有していない	本件 摘示7
(8)	上記(7)記載ごみ収集場の占用権限が道路占用許可決定以外の場合、その権限の内容、権限が適法であること、権限取得に至る手続きが適法、適切であること				本件 摘示8
(9)	上記(1)ないし(7)記載の電柱等の道路占用料額と道路占用料免除に関すること	一部公開	個人が識別できる	(対象外)	
		非公開	保有していない		